

No.	該当節名	頁	市町村名	意見
1	第6節 適正処理の確保	27	福島市	今回の素案では、災害廃棄物の処理について一般廃棄物の処理としての記載であり、産業廃棄物として記載されていた従来(平成14年3月策定の福島県廃棄物処理計画)とは大きく変化しております。災害廃棄物のなかでも一般廃棄物に該当しないものも考えられますので、産業廃棄物へも記載するべきかと考えます。
2	第5節 産業廃棄物に関する目標と方策	45	福島市	最終処分場について、一地区に集中することなく、地域ごとにバランスよく適正に整備することを特に要望いたします。 堆肥化施設につきまして、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により堆肥舎を整備した農家にも配慮し、堆肥の流通経路を充分確保した上で、堆肥が滞ることがないように、農業サイドと連携して進めていただければと考えます。
3	第5節 産業廃棄物に関する目標と方策	48	福島市	『…維持管理基準や関係法令の遵守、「維持管理状況の閲覧制度」等による的確な情報公開により…』とありますが、これはあくまで業者が行うもので県民との民と民でのやり取りであり、性善説に基づいた考え方であります。県民の安全・安心を確保するため、今般のマンション等の耐震性偽造にもあるように、性悪説という見方から、行政関与での監視体制を構築すべきであると考えます。その中で、水質調査等に関し、関係法令以上の福島県独自の検査項目・基準を設け、検査を実施し、調査結果を広く県民へ公表し、必要性和併せて安全性について普及・啓発を行うことが、県及び行政の役割かと考えます。県内各地で問題となっております産廃処理施設に対する訴訟等の解決の糸口になるかとも思っています。また、平成18年度より実施される産廃税の活用方法の一つとして、県民の方々にも充分納得いただけると考えます。なお、行政関与型の監視体制については、当市の市民の方々より多く寄せられている意見であることを申し添えます。
4	第5節 産業廃棄物に関する目標と方策	48	相馬市	「産業廃棄物処理施設は、不測の事故による影響の重大性を考慮し、水道水源等市町村が保全を必要と認める地域へは(原則)許可しない」旨の表現を追加していただきたい。
5	第1節 廃棄物の不法投棄防止に関する措置	54	相馬市	不法投棄の場所として、道路(待避所含む)への投棄が多くみられるが、県が管理している道路であっても、投棄されている物が一般廃棄物であるとか、通行に支障がないといった理由で県側では何の対応もされないことがある。しかし、投棄される場所も毎回同じであるし市で行なえる対応にも限度があり、県の対応は不十分である。それらのことから、不法投棄の未然防止、事後対策として産業廃棄物ばかりでなく県の管理地の一般廃棄物をはじめ、比較的軽微な不法投棄についても細やかに対応できる体制づくりをしていただきたい。
6	第6節 特定の廃棄物に関する対策	60	福島市	2の内容と同じ。
7			双葉町	なし
8			大玉村	なし
9			鹿島町	なし
10			いわき市	なし